

塩尻市建設工事等競争入札心得

令和6年9月1日適用

(総則)

第1条 塩尻市において行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）及び随意契約をしようとする者は、塩尻市財務規則（昭和55年塩尻市規則第9号）のほか、電子入札システムにより入札を行う案件（以下、「電子入札案件」という。）にあっては塩尻市電子入札実施要領、本市が示した設計図書、仕様書、建設工事請負契約書（案）、業務委託契約書（案）又は物品契約書（案）、この入札心得及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。

(入札保証金の納付)

第2条 入札参加者は、入札執行前に入札金額の100分の5以上の額に相当する入札保証金、又は市長が確実と認める金融機関の保証証書を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納付しないことができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を予算執行者等（塩尻市財務規則（昭和55年塩尻市規則第9号）第2条第2号に規定する者をいう。以下同じ。）に提出して確認を得たとき。
 - (2) 入札参加者が過去2年間に、市又は国（公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有するもので、かつ、その者が落札者となった場合契約を締結しないこととなるおそれがないと予算執行者等が認めるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が落札者となった場合契約を締結しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき。
- 2 前項第1号から第3号までの規定により入札保証金を納付しないで入札した者のうち、落札者若しくは契約の相手方となるべき者（以下「落札者等」という。）となった者が、当該入札に係る契約を締結しないときは、納付しないこととした入札保証金と同額の金額を納付しなければならない。

(入札の方法)

第3条 入札参加者は、別に定める入札書に必要な事項を記入し、記名押印の上、これを入札日時までに、入札場所に直接提出しなければならない。ただし、電子入札案件にあっては、塩尻市電子入札実施要領に定めるところによる。

- 2 入札参加者は、入札保証金の納付を要するものにあっては、入札保証金に係る納付済書を入札書に添付しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、書留郵便等による入札は、入札通知書において認める場合のみとする。
- 4 書留郵便等により提出された入札書は、入札日の前日までに到着しないときは無効とす

る。

- 5 書留郵便等による入札の場合、当該入札の入札回数の条件にかかわらず、入札できる回数は1回とする。
- 6 入札時の質疑応答は行わないため、入札日の4日前までに質問すること。
- 7 入札参加者が、代理人をして入札させるときは、入札執行時に委任状を予算執行者等に提出して確認を受けなければならない。
- 8 入札参加者又は前項の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 9 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- 10 入札は、入札通知書において単価によるべきことを示した場合を除き、総価により行うものとする。
- 11 入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総価の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、かつ、入札に付する事項ごとに作成しなければならない。

(公正な入札の確保)

- 第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。
 - 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

(入札の辞退)

- 第5条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出なければならない。
 - (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を予算執行者等に提出し、又は郵送して行う。
ただし、郵送による場合は、入札日の前日までに到着するものに限る。
 - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札場所に直接提出して行う。
 - 3 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の取りやめ等)

- 第6条 予算執行者等は、入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- 2 競争入札の入札参加者が1者だけの場合は、その競争を中止することがある。
- 3 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を中止することがある。
- 4 前各号に該当する場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市は、損害賠償の責を負わないものとする。

(入札の無効)

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 同一人が入札した2以上の入札
- (3) 連合等の不正行為によりした入札
- (4) 入札書に記名、押印のないとき又は記載事項の確認ができない入札
- (5) 金額等記載事項が訂正又は書き換えられている入札
- (6) 入札参加者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねた入札
- (7) 工事費内訳書の提出を要するものにあつては、これを提出しない者のした入札又は工事費内訳書に記載すべき事項の記載がない入札
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、入札場所において、入札終了後直ちに行う。

- 2 入札参加者は、前項の開札に立ち会わなければならない。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、予算執行者等は、当該入札に関係のない本市職員を立ち会わせるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、電子入札案件は、入札参加者及び当該入札に関係のない本市職員を立ち会わせないことができるものとする。
- 4 開札の結果は、契約の目的に応じて、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の金額のみを読みあげるものとする。

(再度入札)

第9条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに当初の入札をした者のうち現に開札場所にとどまっている者により再度の入札を行う。

- 2 再度入札は、1回を限度とする。
- 3 再度の入札に付し落札者（簡易型一般競争入札の場合は「落札候補者」という。）がないときは、最高又は最低の金額の入札参加者と随意契約のための見積りに移行することができる。この場合の見積回数は、2回を限度とする。

(随意契約)

第10条 随意契約のための見積りは、4回を限度とする。

- 2 前条第3項及び前項の見積りは、別に定める見積書により行う。この場合においては、

第3条第1項、第6項、第8項から第10項までの規定を準用する。

(落札者の決定等)

第11条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じて、予定価格の制限の範囲内で、最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、あらかじめ最低制限価格又は失格基準価格を設けてある場合は、最低制限価格又は失格基準価格以上でなければならない。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者（簡易型一般競争入札の場合は「落札候補者」という。）を決定する。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かないものがあるときは、予算執行者等は、その者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

3 随意契約に移行した場合において、見積りの結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積もった者を契約の相手方となるべき者と決定するものとする。

(入札保証金の処理)

第12条 入札保証金は、落札者等が決定したとき、又は第6条の規定により入札の取りやめ等をしたときに、入札保証金還付請求書の提出を受けて、それと引換えに還付する。ただし、落札者等に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えるものとする。

2 落札者等が契約を締結しないときは、その者が納付した入札保証金は、本市に帰属するものとする。

(契約保証金の納付)

第13条 落札者等は、契約締結前に契約金額の100分の10以上の額の契約保証金又は市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証証書を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納付しないことができる。

(1) 落札者等が、保険会社との間に、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保証保険証券を予算執行者等に提出して確認を得たとき。

(2) 市が、落札者等から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 落札者等が過去2年間に市又は国（公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有するもので、かつ、その者が、当該契約を確実に履行するものと予算執行者等が認めるとき。ただし、工事の請負契約にあつては、特別な場合を除き契約金額が1,000万円未満の請負契約に適用し、建設コンサルタント等の業務委託契約にあつては、特別な場合を除き契約金額が500万円未満の委託契約に適用する。

(4) 落札者等が、次条の規定による連帯保証人を立てたとき。ただし、工事の請負契約を除

く。

(連帯保証人)

第14条 契約者は、自己に代わって自らその給付等を完成し、又は履行を保証する連帯保証人を立てることができる。

- 2 前項の連帯保証人は、本市競争入札参加資格者名簿に登載された者で、かつ、契約者と同等以上の資格を有するものでなければならない。

(契約の締結)

第15条 落札者等は、落札決定の日から5日以内（塩尻市の休日を定める条例（平成元年条例30号）第1条に規定する休日にあたる時、これらの日を除く。）に契約を締結しなければならない。ただし、市長が特に指示した場合を除く。また、特別の定めのある場合のほかは、契約の日を工期又は履行期間の初日とする。

- 2 落札者等が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、その落札決定は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない契約の場合においては、落札者等は、速やかに請書等を提出しなければならない。
- 4 契約の締結に要する費用は、請負（受注）者の負担とする。
- 5 契約金額は、落札決定された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（単価契約の場合を除き、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額）とする。

(市議会の議決を要する契約)

第16条 予定価格が1億5,000万円以上の工事又は製造の請負契約及び予定価格が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れについては、市議会の議決を得た後に本契約を締結するものとする。この場合においては、市議会の議決を得た後に本契約を締結する旨を記載した仮契約書を取り交わすものとする。

- 2 前条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定は、前項後段の仮契約書の締結について準用する。

(技術者の設置及び報告)

第17条 建設工事の請負契約に係る落札者等は、建設業法（昭和24年法律第100号）の定めるところにより、主任技術者又は監理技術者を置き、契約締結の際、書面により市長に報告しなければならない。

(異議の申立)

第18条 入札参加者は、入札後、この心得、設計図書、仕様書、契約書（案）及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。